

担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、開催終了後、受注者は、直ちに開催資金を発注者の指定する金融機関に返納する。

- 2 受注者は、本場開催において収納した公金を毎日開催業務終了後、直ちにその内容を示す計算書を添えて発注者の指定する金融機関に納付する。
- 3 選手賞金等の支払に必要な資金は、発注者の負担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、開催終了後、受注者は、直ちに残金を発注者の指定する金融機関に返納する。
- 4 本場開催において発生した未払戻金は、発注者の負担において調達し、第30条第2項に規定する公金取扱責任者に現金又は公金取扱責任者名義口座に入金して交付し、受注者は当該払戻業務を行う。時効金（小型自動車競走法第19条の規定に基づく時効によって債券が消滅した払戻金及び返還金をいう。以下同じ。）が生じたときは、発注者は受注者に対して納付書を交付し、受注者は、直ちに時効金を発注者の指定する金融機関に返納する。
- 5 場外開催において事前に準備すべき資金（以下「場外開催資金」という。）は、発注者の負担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、受注者は、場外開催資金及び収納した公金を、開催終了後、速やかに、その内容を示す計算書を添えて直ちに発注者の指定する金融機関に納付する。
- 6 場外開催において発生した未払戻金は、発注者の負担において調達し、非開催日における払戻の間、受注者にその管理を委ね、時効の到来により時効金が生じたときは、受注者は、その内容を示す計算書を添えて直ちに発注者の指定する金融機関に返納する。
- 7 受注者は、前各項の資金について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（第三者による実施）

- 第14条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者が委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、発注者と協議を行い、事前に承諾を受けなければならない。この場合においては、すべて受注者の責任及び費用において行うものとし、委託業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、受注者が負担する。

（警備員）

- 第15条 受注者は、警備隊に福岡県警察の退職者3人以上を雇用するものとし、不測が生じた場合は、発注者と協議する。

（施設、設備の修繕）

- 第16条 建築物の補修等、大規模な修繕については発注者が実施する。
- 2 施設、設備の修繕については、見積額1件が100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものは、発注者、受注者が協議のうえ実施するものとし、見積額1件が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、受注者の費用と責任において実施する。
- 3 見積額1件が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものであって、過去に実施した類似する修繕が平均的な額を超える場合や、災害による修繕については、発注者、受注者が協議のうえ実施する。

- 4 修繕した施設、設備はすべて発注者に帰属する。
- 5 受注者が、修繕を行う場合は修繕の日時、内容、金額等について、事前に発注者に届け出ることとし、修繕が完了した場合は、速やかに書面にて発注者に報告する。ただし、発注者が認める場合は、その限りではない。

（発注者による備品の貸与）

- 第17条 発注者は、備品を無償で受注者に貸与する。
- 2 受注者は、委託期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品が経年劣化等により委託業務実施の用に供することができなくなった場合、発注者は、受注者との協議により、必要に応じ当該備品を購入又は調達する。
- 4 受注者は、故意又は過失により備品を損傷滅失したときは、発注者との協議により、必要に応じ発注者に対しこれを弁償又は受注者の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（受注者による備品の購入等）

- 第18条 委託業務実施に供するため、受注者の費用により購入又は調達する備品について、発注者、受注者が協議することができる。
- 2 備品が経年劣化等により委託業務実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、自己の経費で当該備品を購入又は調達する。
- 3 受注者は、第1項に定めるもののほか、受注者の任意により備品を購入又は調達し、委託業務実施の用に供することができる。

（システムの更新）

- 第19条 システムの更新が必要な場合は、受注者の費用と責任において実施する。ただし、発注者が必要と認める場合は、その限りではない。

（緊急時の対応）

- 第20条 委託業務の実施に関して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、受注者は直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者、警察、消防、保健所等関係機関及び関係団体に対し、事故等が発生した旨を通知しなければならない。
- 2 発注者は前項の通報を受けたときは、直ちに受注者へ必要な指示を行うとともに、必要に応じ施設利用者の安全確保その他必要な対応を行わなければならない。
- 3 事故等が発生した場合は、受注者は発注者と協力して事故等の原因調査にあたる。

（防災対策）

- 第21条 受注者は、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令を遵守し、発注者と連携して必要な防災対策を講じる。
- 2 受注者は、防火管理者を選任し、発注者に報告するとともに、消防計画を作成し、その写しを発注者に提出する。

(苦情処理)

第22条 受注者は、入場者から苦情が出た場合は、適切に対応を行い、当該苦情の円滑かつ円満な解決に努めなければならない。

(検査)

第23条 発注者は、競走に関する不正な行為についての謀議の情報を入手したとき等、小型自動車競走の公正又は安全を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は受注者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

第4章 情報の取扱い

(情報の保護)

第24条 受注者は、委託業務を処理するために個人情報その他の情報の取り扱いにあたっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することがないよう、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第25条 受注者の役員及び職員は、発注者の管理業務を処理するために知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第26条 受注者は、本契約による事務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)を遵守しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報について、飯塚市個人情報保護条例の規定に基づき、発注者に対する開示の請求、訂正の請求、削除の請求及び中止の請求があった場合において、発注者から開示、訂正、削除及び中止の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 受注者は、委託業務に係る個人情報の改ざん、紛失、滅失、損傷及び漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関し知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

6 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

7 受注者は、委託業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

8 受注者は、委託期間が終了し、又は契約を取り消された場合は、委託業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は発注者以外の者のために使用してはならない。

9 前項の場合において、受注者は、個人情報が記録された資料等を委託期間が終了し、又は契約を取り消された後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法による。

(情報公開)

第27条 受注者は、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)に基づき、委託業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めなければならない。

(事故発生時における報告)

第28条 受注者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。

2 前項の規定は、委託期間が終了し、又は契約を取り消された後においても同様とする。

第5章 報告書等

(実施計画書)

第29条 受注者は、毎年度の事業初日の1か月前までに、事業計画書、収支予算書、業務責任者届出書並びに電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者及び防火管理者の有資格者届出書を提出し、発注者の承認を得なければならない。

2 発注者及び受注者は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、発注者、受注者の協議により決定する。

(従事者の通知)

第30条 受注者は、委託業務に従事する者の氏名をあらかじめ発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者の中から、総括責任者及び公金取扱責任者を選任し、発注者に通知しなければならない。ただし、総括責任者及び公金取扱責任者は、これを兼ねることができる。

3 受注者は、委託業務に従事する者に変更がある場合には、速やかに発注者に通知しなければならない。

(日常的な報告)

第31条 受注者は、毎日の業務終了後、速やかに次の各号に掲げる事項があった場合は報告書を提出しなければならない。

- (1) 事故、苦情等の対応状況に関する事項
- (2) 施設、設備等の損傷及び不具合に関する事項
- (3) その他発注者が指示する事項

2 受注者は、作成した報告書を管理施設に据え置き、発注者の求めがあるときは発注者に提出しなければならない。

(月次業務計画)

第32条 受注者は、前月の10日までに、開催業務計画、資金計画、広告宣伝計画、ファンサービス計画、本場開催及び場外発売(場外受け)における開催日ごとの発売体制計画書を提出しなければならない。

(月次報告書)

第33条 受注者は、月の終了後、速やかに次の各号に掲げる月次報告書を提出しなければならない。

(1) 委託業務報告書及び収支報告書

(2) その他発注者が指示する事項

2 発注者は、前項第1号の委託業務報告書及び収支報告書を受理したときは、直ちに検査を行わなければならない。この場合において、検査の結果、不適切としたときは、受注者は、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(事業報告書)

第34条 受注者は、毎年度終了後、委託業務に関し各年度が終了した後の最初の5月10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

(1) 委託業務の実施状況に関する事項

(2) 収入実績及び管理経費等の収支状況

(3) 事故、苦情等の対応状況に関する事項

(4) 施設、設備等の損傷及び不具合に関する事項

(5) その他発注者が指示する事項

2 受注者は、第56条の規定により、委託契約を取り消された場合には、委託契約を取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 発注者は、必要があると認めるときは、事業報告の内容又はそれに関連する事項について、受注者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができる。

(発注者による委託業務実施状況の確認)

第35条 発注者は、第33条の月次報告書及び第34条の事業報告書に基づき、受注者が行う委託業務の実施状況及び施設等の状況の確認を行う。

2 発注者は、前項における確認のほか委託業務実施状況等を確認することを目的に、受注者に対して委託業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 受注者は、発注者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(発注者による業務の改善勧告)

第36条 前条による確認の結果、受注者による委託業務実施が本契約及び仕様書等、発注者が示した条件を満たしていない場合は、発注者は受注者に対して業務の改善を勧告する。

2 受注者は、前項に規定する改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由がある

場合を除き、速やかに改善勧告に応じなければならない。

(発注者による業務の指示)

第37条 受注者が、前条第2項による勧告に応じない場合は、発注者は受注者に対して必要な指示を行うことができる。

第6章 年度契約等

(年度契約の締結)

第38条 発注者及び受注者は、委託期間内の各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を定めるため、当該年度の初日に委託業務に関する年度契約を締結しなければならない。

(年度委託料)

第39条 発注者は、受注者に毎月委託料を支払う。

2 前項の規定により発注者が受注者に毎月支払う委託料(以下「月額委託料」という。)の額は、年度委託料の額の12分の1に相当する額とする。ただし、第42条に規定により、当該年度委託料を変更した場合は、この限りではない。

3 前項の規定により算定した月額委託料の額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数金額の総額を4月分の月額委託料に合算する。

(年度委託料の請求)

第40条 受注者は、毎月10日までに発注者に月額委託料を請求する。

(年度委託料の支払)

第41条 発注者は、前条に基づく月額委託料の請求を受理した日の属する月の末日までに、受注者が指定する受注者名義の金融機関口座へ振り込む。

(年度委託料の変更)

第42条 第8条の規定により年度委託料の額に変更を生じた場合で、月額委託料の支払済額の合計額が、変更した年度委託料の額を超える場合は、当該年度の3月末日までに、その超えた額を発注者に返還する。

(委託料の精算)

第43条 受注者は、委託期間内における1の年度が終了した後、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月10日までに、その旨を書面で発注者に通知する。

(1) 年度委託料の額が、精算後の委託料の額に満たないことが明らかとなった場合

(2) 年度委託料の額が、精算後の委託料の額を超えることが明らかとなった場合

2 受注者は、前項第1号に該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月10日までに、

精算後の委託料の額から年度委託料の額を差し引いた額を発注者に請求する。

- 3 第41条の規定は、前項の規定により受注者が請求した場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第2号に該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月末日までに、年度委託料の額から精算後の委託料の額を差し引いた額を発注者に返還する。
- 5 当該年度が終了した後の最初の5月11日から同月末日までの間に生じた、別表1第2項第3号及び第4号の収入については、翌年度における委託料で精算する。ただし、委託期間に含まれる最後の年度については、この限りではない。

第7章 損害賠償等

(損害賠償等)

- 第44条 受注者は、業務の履行にあたって、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者が特別な事情があると認めるときは、発注者は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

- 第45条 委託業務の実施において、受注者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由又は発注者、受注者双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

- 第46条 委託業務の実施にあたり、発注者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
 - (1) 火災保険
 - (2) 第三者賠償保険
- 2 委託業務の実施にあたり、受注者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
 - (1) 施設賠償責任保険
 - (2) その他必要な保険

(不可抗力発生時の対応)

- 第47条 不可抗力が発生した場合、発注者並びに受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第48条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、受注者

は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知する。

- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害及び損失の状況の確認を行ったうえで、発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定する。
- 3 不可抗力の発生に起因して受注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で発注者が負担する。なお、受注者が付保した保険により補填された金額相当分については、発注者の負担に含まない。
- 4 不可抗力の発生に起因して発注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、発注者が負担する。

(不可抗力による委託業務の一部免除)

- 第49条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により委託業務の一部が実施できなくなったと認められる場合、受注者は、不可抗力により影響を受ける限度において本契約に定める義務を免れる。

(不可抗力発生時の施設の管理)

- 第50条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、飯塚小型自動車競走場の使用を停止し、発注者の管理下に置くことができる。
 - (1) 不可抗力が発生し、又は発生することが予想される場合において、市民及び来場者の安全確保のために飯塚小型自動車競走場の使用を停止する必要があると発注者が認めるとき。
 - (2) 不可抗力が発生し、飯塚小型自動車競走場を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると発注者が認めるとき。
- 2 前項の場合において、委託料の取扱いその他必要な事項については、発注者、受注者が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償請求の不発生)

- 第51条 発注者が、小型自動車競走法の廃止等により、小型自動車競走事業より撤退した場合において、受注者の被った損害について、受注者は発注者に対し、一切の損害賠償の請求は行わない。

第8章 委託期間の満了等

(業務の引継ぎ等)

- 第52条 受注者は、委託期間の満了による本契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定するものに対し、委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認める場合には、委託期間の満了による本契約の終了に先立ち、受注者に対して発注者又は発注者が指定するものによる管理施設の視察、施設、設備の確認又は施設の管理に対する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除きその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

- 第53条 受注者は、委託期間の満了による本契約の終了時若しくは発注者が指定した日までに、委託期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、発注者に明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は管理物件の原状回復を行わず、発注者が別途定める状態で、発注者に明け渡すことができる。

(備品の取扱い)

- 第54条 委託期間の満了による本契約の終了に際し、備品の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 第17条並びに第18条第1項及び第2項に規定する備品については、受注者は、発注者又は発注者が指定するものに引き継がなければならない。
- (2) 第18条第3項に規定する備品については、原則、受注者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、発注者と受注者の協議により、発注者又は発注者が指定するものに引き継ぐことができる。

(委託期間満了以前の取扱い)

- 第55条 第52条から前条までの規定は、第56条の規定により本契約を取り消された場合に準用する。ただし、発注者、受注者が合意した場合はその限りではない。
- 2 第56条の規定により本契約を取り消し、又は期間を定めて委託業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、受注者に損害、損失及び増加費用が生じた場合においても発注者はその賠償の責めを負わない。

第9章 契約の取消し等

(発注者による契約の取消し等)

- 第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を取り消し、又は期間を定めて委託業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 委託契約内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、本契約の解除の申出があったとき。
- (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は取引停止を受けたとき。
- (5) 資力の著しい低下又は資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (6) 第三者による差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき。
- (7) 破産手続の開始、特別清算の開始、民事再生法手続の開始又は会社更生手続の開始の申立てその他これらに類する事実が生じたとき。
- (8) 解散の決議をしたとき。
- (9) 正当な理由なく本契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は本契約に違反し、かつ、発注者が指定した期間内に指示した是正が行われなかったとき。
- (10) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (15) 第14条第2項の規定による契約その他の契約にあたり、相手方が第1号から第14号までのいずれかに該当することを知らながら、契約を締結したと認められるとき。
- (16) 第1号から第14号までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (17) その他本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。

(暴力団排除のための協力)

- 第57条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- 2 受注者は、本契約に関する第14条第2項の規定による契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該相手方に対し、業務遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受注者を通じ発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(受注者による契約の取消しの申出)

- 第58条 受注者は次のいずれかに該当するときは、発注者に対して本契約の取消しを申し出ることができる。
- (1) 発注者が、本契約内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (2) 発注者が、任意に本契約の取消しを申し出たとき。
- (3) 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が損害又は損失を被ったとき。
- (4) その他受注者が必要と認めるとき。
- 2 発注者は、前項の申出を受けたときは、受注者との協議を経てその処置を決定する。

(不可抗力による契約の取消し)

- 第59条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生により、委託業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して契約の取消しを求めることができる。
- 2 協議の結果やむを得ないと判断された場合は、発注者は契約の取消しを行う。
- 3 前項における取消しによって受注者に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で発注者が負担することを原則として、発注者、受注者の協議により決定する。

(違約金)

第60条 受注者は、第56条の規定により委託契約が解除されたときは、契約期間のうち委託業務が完了していない年度分に係る第9条各号に規定する収益保証の合計に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに発注者に支払わなければならない。この場合において、第9条第1号の勝車投票券発売収入金額は、前年度の勝車投票券発売収入金額とする。

第10章 その他

(権利義務の譲渡禁止)

第61条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(営業行為の禁止)

第62条 受注者は、発注者の許可なく委託業務を履行する場所において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(請求、通知等の様式その他)

第63条 本契約に関する発注者、受注者間の請求、通知、申出、報告、承継及び解除は、本契約に別段の定めがある場合を除き、書面にて行わなければならない。
2 本契約の履行に関し、発注者、受注者間で用いる言語は、日本語とし、計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(契約の変更)

第64条 委託業務に関し、委託業務の条件や内容を変更するとき又は特別な事情が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ本契約の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第65条 本契約の各条項等の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者は、協議のうえこれを定める。

(裁判管轄)

第66条 本契約に関する紛争は、福岡県地方裁判所飯塚支部又は飯塚簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(費用の負担)

第67条 この契約の締結に関する必要な費用は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第68条 委託業務完了から1年以内に受注者の瑕疵又は過失に起因する不良な箇所が発見された場合、受注者は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担により行わなければならない。

2 発注者は、前項の必要な作業に代え、損害賠償を請求することができる。

本契約を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 2月10日



発注者 飯塚市
代表者 飯塚市長 齊藤守史



受注者 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号
名称 日本トーター株式会社
代表者 代表取締役社長 瀬戸比呂志

別表1 発注者の収入

1 勝車投票券発売収入（勝車投票券返還金を含む。）
2 勝車投票券発売副収入 (1) 勝車投票券発売事故収入 (2) 勝車投票券払戻及び買戻事故収入 (3) 勝車投票券払戻時効収入 (4) 勝車投票券買戻時効収入
3 受託事業収入 (1) 場外発売業務負担金
4 財産運用収入 (1) 売店・競走会事務所等貸付料 (2) 市有土地貸付料 (3) 席料 (4) その他貸付収入
5 その他収入 (1) 社会保険料被保険者負担金（日雇健康保険料） (2) 施設使用電気料負担金 (3) 施設使用上下水道料負担金 (4) 電話使用料負担金 (5) 下水処理施設維持管理負担金 (6) オートレース活性化特別推進事業助成金 (7) 公衆電話取扱収入 (8) 電話投票売上向上助成金 (9) 広告料 (10) 重勝式発売収益配分金 (11) その他（拾得物取得時効金収入など）

備考 この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勝車投票券発売収入 本場開催に係る発注者及び発注者以外の小型自動車競走施行者による売上収入と電話投票（ポータルサイト含む）による売上収入の合計額をいう。
- (2) 場外発売業務負担金 場外開催において発注者以外の小型自動車競走施行者が発注者の業務負担に要する経費として発注者に支払う費用をいう。

別表2 発注者の義務的経費及び開催経費

1 飯塚市小型自動車競走実施規則に規定する払戻金
2 小型自動車競走法に規定する小型自動車競走振興法人への交付金（改正前の小型自動車競走法において、日本小型自動車振興会への交付金の交付の期限が延長された交付金（以下「JK A交付金猶予分」という。）を除く。）
3 発注者が支出する経費に係る消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税
4 本場開催に係る経費で次の各号に掲げるもの (1) 交際費 (2) 公金事故損害保険料 (3) 現金出納業務委託料（公金取扱事務） (4) 電話投票事務委託料 (5) 警備委託料（場外受けを含む。）※平成27年度限り。 (6) 発注者が直接契約している看板設置に係る借地料 (7) 場外発売（場外出し）に伴う本場負担金（場外発売経費負担金） (8) 場外発売（場外出し）に係る場外発売場の人件費（時間外勤務手当） (9) 場外発売（場外出し）に係る場外発売場の臨時従事員人件費（賃金、社会保険料、労災保険料） (10) 場外発売（場外出し）銀行取扱手数料（公金取扱事務）
5 専用場外発売所に係る経費で次の各号に掲げるもの (1) 地元協力費 (2) 環境委員会委員謝礼金 (3) 施設借上料 (4) その他、発注者が負担すべき経費
6 選手に支給する費用で次の各号に掲げるもの (1) 賞金 (2) 競走事業（選手参加旅費）負担金
7 一般財団法人 西日本小型自動車競走会に支払う経費で次の各号に掲げるもの (1) 小型自動車競走法に規定する小型自動車競走の競技に関する事務の委託に係る費用 (2) 選手の宿泊施設の管理に関する業務の委託に係る費用 (3) 競走車の運搬に関する事務の委託に係る費用 (4) 選手への災害補償費の支払に関する事務の委託に係る費用 (5) 競走車等の破損、故障その他の事故の補償費の支払に関する事務の委託に係る費用
8 各種負担金等 (1) 電話投票システム運用負担金 (2) 選手共済会一般助成負担金 (3) ナイターレース照明設備借上負担金 (4) オートレース活性化推進事業拠出金

(5) 西日本選手共済会交付金
(6) 飯塚間税会公営事業部会負担金
(7) 全国小型自動車競走施行者協議会負担金
(8) 福岡県内公営競技連絡協議会負担金
9 その他の費用で次の各号に掲げるもの
(1) 飯塚小型自動車競走場の施設維持管理に係る費用(エレベーター保守点検委託料及び自動ドア保守点検委託料は平成27年度限り。)
(2) 発注者の固有事務に係る一般諸経費
10 補償金等
(1) 勝車投票券返還金
(2) 発売及び払戻に係る事故補償金
11 その他、発注者が負担すべき経費

備考 この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 場外受け 発注者以外の小型自動車競走施行者の開催に係る発注者が行う勝車投票券の発売をいう。
- (2) 場外出し 本場開催に係る発注者以外の小型自動車競走施行者が行う勝車投票券の発売をいう。
- (3) 場外発売業務負担金 場外開催において発注者以外の小型自動車競走施行者が発注者の業務負担に要する経費として発注者に支払う費用をいう。
- (4) 臨時従事員 小型自動車競走の実施に関する事務のために臨時に発注者が任用する場外発売場の職員をいう。
- (5) 専用場外発売所 発注者が管理施行者となり、オートレース場外発売所運営業務を委託している発売所
- (6) 電話投票 小型自動車競走に係る通信回線を利用した電話機その他の端末機器による勝車投票券の発売をいう。
- (7) 発注者固有事務に係る一般諸経費 発注者職員の旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費の費用をいう。

別表3 発注者の義務的経費及び開催経費から除外されるもの

1 市職員人件費等(給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金)
2 JKA交付金猶予分
3 発走合図機及び周回表示板借上料 ※平成28年度まで
4 併売対応器機等借上料 ※平成27年度限り
5 自動発払機借上料
6 マルチビジョン借上料
7 予算化された施設整備に係る経費
8 発注者の繰上充用金
9 予備費

飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託 業務仕様書

飯塚市公営競技事業部経営改革推進室

- I 業務名
飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託
- II 履行期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- III 履行場所
福岡県飯塚市鯉田地内
- IV 飯塚小型自動車競走場の概要
 - (1) 名称 飯塚小型自動車競走場
 - (2) 所在地 飯塚市鯉田 147 番地
 - (3) 施設概要等
 - ・敷地面積 367,580 m²
 - ・主な施設内容
 - ① メインスタンド
 - ② 第 2 スタンド
 - ③ ロイヤルスタンド
 - ④ 補助スタンド
 - ⑤ 休憩所
 - ⑥ 管理事務所
 - ⑦ 食堂
 - ⑧ 競走会事務所
 - ⑨ 競走車保管庫
 - ⑩ 選手宿舎
 - ⑪ 駐車場（第 1 駐車場～第 7 駐車場）
 - (4) 事業の目的
小型自動車競走事業を包括的民間委託することにより、入場者の増加や勝車投票券の売上向上を図るとともに、効率的な事業運営により安定した経営体制を確立し、施行者の財政に寄与するものとする。
- V 業務内容
小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 5 条第 1 号に規定する小型自動車競走の競技に関する事務及び小型自動車競走法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 98 号）第 7 条に規定する施行者固有業務を除き、飯塚小型自動車競走場における小型自動車競走事業の開催業務全般を委託するものとし、その業務内容は、次のとおりとする。

1 開催日数等

(1) 開催日

本場開催日及び場外発売日

(2) 開催時間

開催日程に準ずること。

2 本場開催業務及び場外発売業務

(1) 投票関係業務

① 投票本部関係業務

ア レース進行業務

イ トータルレータシステム運用業務

ウ 関係機関との連絡調整業務（一般財団法人オートレース振興協会、協力場外場、競走会等）

エ 発売所との連絡調整業務

オ 必要帳票類の作成及び配布業務

② 発売所関係業務

ア 勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付並びに両替業務

イ 自動発・払端末機の資金準備、補充、回収業務

ウ 発売窓口等でのファントラブル対応業務

③ 資金管理業務

ア 本場開催において、施行者が準備する開催準備資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、施行者の指定する金融機関への収納業務

イ 本場開催（専用場外を含む）において、勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付及び有料席料の徴収により収納した現金で、毎日の開催業務終了後における回収及び施行者の指定する金融機関への収納業務

ウ 本場開催において、施行者が準備する賞金支払資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、支払残金を施行者の指定する金融機関への収納業務

エ 本場開催において発生した未払戻金の時効確定までの管理業務及び時効金が確定したときの施行者の指定する金融機関への納付業務

オ 場外発売において、施行者が準備する開催準備資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、施行者の指定する金融機関への収納業務

カ 場外発売（専用場外を含む）において、勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付及び有料席料の徴収により収納した現金で、毎日の開催業務終了後における回収及び施行者の指定する金融機関への収納業務

キ 非開催払戻日において、施行者が準備する場外発売に係る払戻準備金の受領・搬送・配布・管理業務及び非開催払戻業務終了後、支払残金を施行者の指定する金融機関への収納業務

ク 上記に付随する必要帳票類作成業務

④ 場内放送関係業務

ア 場内放送業務

イ 場内 TV 放送業務（監視カメラ含む）

ウ CS 用映像制作業務

エ テレホンサービス業務

オ ネット等に関する映像関係業務

(2) 賞典業務

選手に対する賞金の支払及び賞品の支給に関する業務で、以下の業務を行う。

① 賞金の支給業務

② 賞品の支給業務

③ 選手賞金等に係る所得税の源泉徴収及び納付書類作成業務

(3) 観客サービス関係業務

入場者へのファンサービスに関する業務で、以下の業務を行う。

① 有料席券販売及び検札業務

② 入場門及び案内関係業務

ア 正門、第2入場門及び第3入場門の業務

イ 案内業務

③ 荷物預かり及び拾得物一時預かり業務

④ 飲料等サービス業務

ア 一般席湯茶サービス業務

イ 有料席接待業務

⑤ 場内イベント実施業務

ア 場内イベント実施業務

イ ファンサービス品配布業務

ウ 優勝選手表彰式等業務

⑥ 駐車場管理業務

⑦ ファン送迎業務

⑧ ファン救護業務

⑨ 出走表印刷及び配布業務

⑩ ファン用消耗品補充業務

⑪ 選手応援横断幕掲示業務

(4) 警備業務

場内の秩序の維持に関する業務で、以下の業務を行う。

① 警備隊

ア 施設内苦情対応（案内・発売窓口・駐車場等）

イ ファン救護業務

- ウ 施設内巡回業務
- エ 入場門の開閉及び不正入場者排除業務
- オ 駐車場整理業務
- カ 施設内遺失物、拾得物処理業務
- ② 警備隊（元警察官）
 - ア 管轄警察署との連絡調整業務
 - イ 警備関係報告書作成業務
 - ウ 施設内遺失物、拾得物処理業務
 - エ 施設内苦情対応（案内・発売窓・駐車場等）
 - オ 警備員及び警備委託会社との連絡調整、場内警備指揮、管理監督業務
 - カ ファン救護業務
 - キ 暴力団及び構成員の排除、不当行為防止対応業務

(5) 清掃業務

場内の清掃に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 場内清掃業務
- ② 駐車場清掃業務
- ③ 周辺清掃業務
- ④ 廃棄物収集運搬処理業務

(6) 施設等管理業務

施設及び設備等の管理に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 施設管理業務
- ② 夜間及び非開催時の守衛業務（緊急時の対応業務を含む。）
- ③ 機械・機器・設備等の維持管理、保守業務
- ④ 軽微な修繕業務
- ⑤ 施設内外における維持補修業務（草刈等の地域対策業務を含む。）

(7) 広報宣伝業務

広報宣伝業務に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 広報関係業務
 - ア 広報関係企画業務
 - イ 印刷物等作成業務
 - ウ 広告掲載及び案内看板依頼業務
 - エ 広告物掲示業務
 - オ 記者対応業務
- ② イベント等企画業務
 - ア イベント企画業務
 - イ ファンサービス企画業務
 - ウ 競走会、選手会との調整業務

- ③ ホームページ管理業務

(8) 総務

本場開催及び場外発売の管理に関する業務及びその他業務で、以下の業務を行う。

- ① 本場開催及び場外発売に関する書類作成業務
- ② 本場開催及び場外発売に関する施行者への報告業務
- ③ その他本場開催及び場外発売に関し必要な業務

3 非開催日払戻業務

本場開催及び場外発売を行わない日における払戻金及び返還金の交付業務を行う。

4 一般管理業務

飯塚小型自動車競走事業の管理に関する業務及びその他業務で、以下の業務を行う。

- ① 庶務業務
- ② 来賓等接待業務
- ③ 電話及びファン問合せ対応業務
- ④ 運営業務に必要とする消耗品、印刷物管理業務
 - ア 在庫及び出入庫管理業務
 - イ 発注業務
- ⑤ 施行者から使用することを許可された備品及び施設の管理業務
- ⑥ 開催業務に必要となる各種支払事務
 - ア 光熱水費
 - イ 通信費
 - ウ 臨時電話、臨時 FAX 等の使用料
 - エ 事務用機器の利用料及び保守料
 - オ その他開催に必要な支払業務
- ⑦ 業務報告書の作成業務
- ⑧ 関係機関及び他部署との連絡調整業務
- ⑨ 各種報告書作成業務
- ⑩ 施行者が構成員となる会議への同席等
- ⑪ 開催日程案作成業務

5 周辺対策業務

本場開催及び場外発売に関する周辺自治会等への対策業務を行う。

6 防火管理業務

委託業務中における飯塚小型自動車競走場の防火管理のため防火管理者を定め以下の業務を行う。

- ① 消防計画の作成
- ② 消火・通報及び避難訓練の実施
- ③ 火気の使用又は取扱に関する監督
- ④ 収容人員の管理
- ⑤ その他防火管理上必要がある業務

7 年度契約及び年度委託料

(1) 年度契約の締結

発注者及び受注者は、委託期間内の各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を定めるため、当該年度の初日に委託業務に関する年度契約を締結する。

(2) 年度委託料

- ① 発注者は、受注者に毎月委託料を支払う。
- ② 発注者が受注者に毎月支払う委託料（以下「月額委託料」という。）の額は、年度委託料の額の12分の1に相当する額とする。
- ③ 算定した月額委託料の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額の総額を4月分の月額委託料に合算する。

(3) 年度委託料の請求

受注者は、毎月10日までに、発注者に月額委託料を請求する。

(4) 年度委託料の支払

発注者は、月額委託料を「(3)年度委託料の請求」に基づく請求を受理した日の属する月の末日までに、受注者が指定する受注者名義の金融機関口座へ支払う。

(5) 委託料の精算

- ① 受注者は、委託期間内における1の年度が終了した後、次のいずれかに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかにその旨を書面で発注者に通知する。
 - ア 年度委託料の額が、当該年度末に精算した委託料の額に満たないことが明らかとなった場合
 - イ 年度委託料の額が、当該年度末に精算した委託料の額を超えることが明らかとなった場合
- ② 受注者は、①アに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかに当該年度末に精算した委託料の額から年度委託料の額を差し引いた額を発注者に請求する。
- ③ 受注者は、①イに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかに年度委託料の額から当該年度末に精算した委託料の額を差し引いた額を発注者に返還する。

8 その他

その他、委託業務に関し必要と認める一切の業務



学校給食費収納額及び未納額の推移

学校給食課

(単位:円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率	
平成28年度	小学校	現年度	321,615,637	317,634,567	0	3,981,070	98.76%
		滞納繰越	14,711,333	1,592,282	0	13,119,051	10.82%
		計	336,326,970	319,226,849	0	17,100,121	94.92%
	中学校	現年度	181,202,551	178,472,639	0	2,729,912	98.49%
		滞納繰越	11,022,332	998,019	0	10,024,313	9.05%
		計	192,224,883	179,470,658	0	12,754,225	93.36%
	計	現年度	502,818,188	496,107,206	0	6,710,982	98.67%
		滞納繰越	25,733,665	2,590,301	0	23,143,364	10.07%
		計	528,551,853	498,697,507	0	29,854,346	94.35%
平成29年度	小学校	現年度	323,648,966	319,275,667	0	4,373,299	98.65%
		滞納繰越	17,129,821	1,544,645	115,870	15,469,306	9.02%
		計	340,778,787	320,820,312	115,870	19,842,605	94.14%
	中学校	現年度	178,395,274	175,685,308	0	2,709,966	98.48%
		滞納繰越	12,759,055	959,708	170,530	11,628,817	7.52%
		計	191,154,329	176,645,016	170,530	14,338,783	92.41%
	計	現年度	502,044,240	494,960,975	0	7,083,265	98.59%
		滞納繰越	29,888,876	2,504,353	286,400	27,098,123	8.38%
		計	531,933,116	497,465,328	286,400	34,181,388	93.52%
平成30年度	小学校	現年度	325,761,407	322,219,789	0	3,541,618	98.91%
		滞納繰越	19,863,273	3,050,460	0	16,812,813	15.36%
		計	345,624,680	325,270,249	0	20,354,431	94.11%
	中学校	現年度	176,223,489	173,961,107	0	2,262,382	98.72%
		滞納繰越	14,353,273	2,198,876	0	12,154,397	15.32%
		計	190,576,762	176,159,983	0	14,416,779	92.44%
	計	現年度	501,984,896	496,180,896	0	5,804,000	98.84%
		滞納繰越	34,216,546	5,249,336	0	28,967,210	15.34%
		計	536,201,442	501,430,232	0	34,771,210	93.52%

※平成29年度末に債権管理条例に基づき一部滞納繰越金の不納欠損を行った。

